

第 179 回富山県都市計画審議会

日時 令和 2 年 2 月 14 日（金）午前 10 時～

場所 富山県庁 4 階大会議室

1. 開会

（司 会）

定刻となりましたので、ただ今より、第 179 回富山県都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず、開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。委員 21 名のうち 17 名のご出席を頂いております。半数以上のご出席ですので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、本日の審議会は有効に成功する旨ご報告いたします。

ここで、本審議会の委員に交代がありましたのでご紹介させていただきます。富山県市議会議長会会長様におかれましては、金森一郎様に新たに委員としてご就任いただいております。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。まず、次第でございます。それから、配席図、審議会委員名簿をお付けしております。それから、審議会の議案書、第 4 号までございます。条例等の規定をお付けしております。配布漏れ等ありましたらお申し付けください。

次に、審議会の公開についてでございます。本審議会は、規定に基づき原則として公開といたしております。詳細につきましては、お手元に配布しております資料をご覧くださいと存じます。

なお、本審議会の審議結果および議事録につきましては、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定にしております。

次に、各議案をご審議いただく委員について申し上げます。当審議会では通常の委員の他に議案に係る臨時委員の方に審議、それから、議決にご参加いただくことになっております。これによりまして、本日は議案第 1 号、第 2 号につきましては、通常の委員の 14 名の方々に臨時委員 3 名の代理の方々を加えまして合計 17 名でご審議いただくこととなります。また、その他の議案につきましては、通常の委員 14 名でご審議いただくこととなります。そのため、臨時委員 3 名の代理の方々におかれましては、議案第 2 号の議決後にご退席いただくこととなりますのでご了承ください。

それでは、この後の進行につきましては、細川会長にお願いいたします。

（会 長）

おはようございます。例年になく温暖な日が続いております。委員の皆さま方におかれましては、お元気なご様子で本日多くの方がご出席いただきましたことを御礼申し上げます。本日も活発な議論を展開し、県民の皆さまの負託に応えたいと思います。

次に、審議会運営要項4条2項の規定によりまして、私から議事録署名人の指名をさせていただきたいと思えます。谷井委員さんと川上委員さんご両名にお願いしたいと思えますよろしいでしょうか。

本日は都市計画法に基づき、知事から審議会に付議されました4議案について審議していただきます。第1号議案は、「滑川都市計画道路の変更」です。第2号議案は、「立山舟橋都市計画道路の変更について」です。第3号議案、「産業廃棄物処理施設（富山市）の敷地の位置について」です。第4号議案は、「産業廃棄物処理施設（射水市）の敷地の位置について」です。

それでは、議案第1号について、事務局から説明していただきます。

2. 議事

（議案）

議案第1号 滑川都市計画道路の変更について

（事務局）

皆さん、おはようございます。都市計画課の金谷でございます。委員の皆さまには本日ご多忙の中、この審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今ほど会長の方からもございましたが、本日は滑川市、それから、立山町におきます都市計画道路に関するものとして2議案、その後、産業廃棄物の処理施設に関するものとして2議案を付議させていただきたいと思っております。快適で魅力ある都市の形成に向けまして、各委員から忌憚のないご意見、ご提言を頂ければ幸いですと考えております。

それでは、担当補佐の方からご説明させていただきます。

（事務局から議案第1号について説明）

（会 長）

ただ今の議案について、委員の皆さま方には質疑、ご意見ございますか。

（委 員）

一つよろしいですか。

（会 長）

はい。

（委 員）

今伺いますと、ここを廃止にしますので、ある意味、都市計画道路のネットワーク性を考えると、ここを延長してネットワークの確保をするということはお聞きしました。それから、今、課題となっている、幅員が2.7mぐらいで、

交互交通でない2車線確保できていないところはいずれ拡幅の計画がある道路事業、そこも了解しました。一つ気になったのは、これを廃線にすると、ぴっと伸びたひげみたいな都市計画道路がそのまま残ってしまうのですが、ここの処理はどうなるのですか。現道はあるのですか。ないのでしょうか。これは質問です。これはないのですよね。

(事務局)

現道はございます。

(委員)

あるのですか。

(事務局)

はい。今、廃止させていただく黄色も、狭い、広いという幅はありますが、現道はございまして、終点は旧の国道8号になっております。そこに接続する画面上東西方向の道路につきましても、現道はございます。

(委員)

ということは、都市計画道路としてはひげが出たような形だけでも、実際の道路としてはそれなりにネットワークとしては生きているということですか。

(事務局)

はい。都計道に限らず、道路としてのネットワーク上はぶつ切りではなくて、道路としては一応つながっております。

(委員)

分かりました。それなら結構です。了解しました。

(委員)

今、廃止される漁港中野島線の廃止の代替として坪川新柳原線を生かしたいということなのですが、この路線の整備状況はどういう計画になっていますか。

(事務局)

坪川新柳原線については、都市計画道路でもございます。都市計画としての変遷としましては、今、廃止させていただく漁港中野島線は昭和42年に決定されておりますが、今、画面でお示ししております鉄道との横断箇所、坪川新柳原線につきましては、滑川駅の南側を過去、区画整理することを機に昭和59年に追加して都市計画決定されてございまして、平成8年ごろまでに跨線橋の形で整備されております。

(委 員)

跨線橋は分かるのですが、最初おっしゃられたように、環状線構造の一環をなしている道路を一部廃止することなのですね。今現在はあるけれども。

(事務局)

そうです。

(委 員)

そうすると、坪川新柳原線が環状道路の一番東側の機能を担うことになるわけですね。

(事務局)

代替として担うことになります。元の廃止する路線とスムーズな形ではないのですが、都計道としては、滑川の用途地域の一番東側外縁部の都市計画道路になります。

(委 員)

この道路は整備される予定になっていて、整備が進んでいるのかということをお聞きしたいのです。

(事務局)

整備は終わっております。

(委 員)

終わっている？

(事務局)

はい。

(委 員)

これを見ていたらそんなに大した幅もないような道路で、ではこれが環状線ですというわけなのですね。

(事務局)

鉄道を立体で横断するという機能と片側1車線ずつございまして、歩道も一応片側ですが整備されているということで、整備済み、もしくは一部狭い所も概成という形で整備されているところでございます。

(委 員)

廃止となっている終点部分がありますよね。この終点部分から色を塗ってあ

るところを抜ける、これが環状線の南側の道路になるわけですね。この坪川新柳原線がこの一番南側の道路にタッチするまでしっかり整備されないと環状線の役割を機能しているとは言えないのではないかと思いますので、整備の状況はこのままでいいのかどうかという問題が残ると思うのですが、それは将来的にどうなるのかということ、あらかじめ何か滑川市さんとお話をされておられるのですか。

(事務局)

写真に示しておりますのは、現在の状況でございます。概ね整備されていません。

(委員)

滑川市さんではそれで良しとされているわけだ。

(事務局)

そうですね。

(委員)

滑川は僕も結構行くのですが、道路は結構分かりにくいのです。特に駅周辺が非常に分かりにくくて、市民がお集まりになられる大きなショッピングセンターのところから駅にかけてのところなどはやはり分かりにくいとか、駅周辺も、代替機能があると言われますが、南北の接続はやはり結構悪いところがあって、そのところで1本、一番外側はやりましょうというのをなくすわけですから、そうすると、今、言われている代替のところはある程度整備してあげないと、市民の生活という意味ではあまりお困りにならないのかもしれませんが、外から人が入ろうとするときには、やはり何らかの工夫が必要なような気がしますので、その点については何か考えていただきたいということです。

(事務局)

都市計画道路としての幅員は、市道区間も含めて一応整備は済んでいるのですが、例えば今、示しております市道の8mという区間、これは8mで環状的機能を有する道路として万全かと言われると、幅員の数字だけ見る限りはちょっと心もとない数字かも知れません。今、都市計画道路としてはおおむね整備済みなのですが、その他、必要に応じて道路事業等で、特に現状では主立った渋滞は起こっていないのですが、必要に応じて改良ということはこの先としてはあり得ると思っております。

(委員)

都市計画上の環状線道路構想があるときに、分かりやすいことと、実際に通るか、通らないかは別としても、整備するときに一定程度の交通量を見込んで

整備していくことが必要だと思います。そうでないと環状線の意味をなさないわけですから。一部だけでできていて全部完成しないということが起こると、道路そのものの先ほど委員が言われたネットワーク性の観点からいうと、要は整備計画そのもので考えていたような効果が上げられないことになるわけではないですか。今、少子化などの影響でこの環状線化の一部をやめますということになるわけですが、都市計画として環状線という道路の構想を最後まできちっとつないでいくことが大事だと思います。それが都市計画だと思うし、既存の道路を生かすということにもなると思うので、しっかりまた決めていただくことが大事ではないかと思います。

(委員)

いいですか。聞き逃していたらすみません。先ほど言われた2.7mのところは滑川市さんの方で拡幅されることになったというお話だったのですが、それはもう具体的にいつというのは決まっているのでしょうか。というのは、結構長い間不便な狭いまま残っていたという印象があるので、ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

(事務局)

踏切道につきましては、10年、20年先を見据えて計画するものではなくて、鉄道との交差箇所は潜在的にも、実際的にも事故が起こるということで、踏切道改良促進法という法律に基づいて、道路サイドと鉄道事業者サイドの方で協議しまして、法律上の指定をかけております。それについては、今の踏切と滑川市ではもう1カ所一応法指定ということでされておりまして、それについてはルールに乗って、予定では令和2年度に何らかの協議を調べて着手する予定になっております。まだ協議中ということで、本当に令和2年度に現地工事にかかれるかどうかは分からないのですが、着実に踏切道の改良は進めていくと市からは聞いております。市道区間でもありますので、滑川市において整備することになっております。

(委員)

分かりました。そこだけきゅっと細い箇所だったと思ひまして。はい、ありがとうございました。

(会長)

委員さん、今のご意見ですが、廃止ということについては賛成なのでしょうか。反対なのでしょうか。

(委員)

滑川市さんが同意されているのであれば、何事か都市計画上のお考えがあつてのことだと思いますので、反対はいたしません。賛成です。

(会 長)

分かりました。他にご意見はございませんか。ないようでしたらまとめに入りたいと思います。私の理解では、異議がないように受け止めておりますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、1号につきましては、原案どおり議決したということにいたします。

続きまして、議案2号について、事務局から説明をお願いします。

議案第2号 立山舟橋都市計画道路の変更について

(事務局から議案第2号について説明)

(会 長)

はい、ありがとうございます。2号議案について、質疑、ご意見を賜りたいと思います。どうぞ。

(委 員)

これは質問です。富山立山線の今、新しく終点にされる富山市に至るこの交差点はこのままで差し支えないのでしょうか。最近直交していない斜めに交差している交差点は認められないということにしていますが、これはこのままの形状で残すのですか。

(事務局)

都市計画の線としましては、元々、今、区間廃止しました大日橋米沢線とちよつかぶる区間もございます。本来、直交する交差点がベストなのですが、今の都市計画線としては必ずしもそうはしておりませんで、現道なりの県道を都市計画として延ばして位置付けるということにとどめております。また、幅員については、一応交差点改良等も見込みまして、15mとし、幅を持ったところで線は引いて、必ずしも直交する交差点改良を見込んだ形の線としては、今、描いてはおりません。

(委 員)

分かりました。この形状で危ないという地元の要望みたいなものは特にはないのですね。

(事務局)

今の交差点に限って言うと、特に要望はないと聞いております。

(委 員)

はい、了解いたしました。

(会 長)

「計画廃止について反対します。」との反対意見が1件出ておりますね。その路線図を出していただけますか。これについて委員の方は。

(委 員)

今の反対意見が出た区間はどこですか。

(事務局)

反対意見は、今のお示ししております北側の黄色で塗られている、現道のない区間を含めた区間についてです。

(委 員)

そこに対する反対意見ですか。これそのものは予算さえ付けられればできないことはないところだと思います。田んぼの真ん中ですから。ただ、その必要性をどれだけ見越すかというところがポイントかなと思います。それと代替道路があるということで、これからの交通需要の見込み、それから、道路予算の推移、それらを考えれば今の富山立山線で代替できるであろうというのがこの原案、廃止に至る理由ということですから、私は必要性和予算のことを考えれば廃止もやむなしかなと判断します。もちろん予算が十分あれば造れるに越したことはないと思います。

(会 長)

ここでは予算のことは触れていないのですが、予算の使い方として、賢い使い方かどうかという見地から言うと、人口減少、高齢化進行による交通量の減少を考えると賢い使い方ではないですね。

(委 員)

要は、限られた予算をここの道路整備に使うのか、例えばですが、事故が多いような場所の交差点の改良に使うのかということを考えれば、私は後者の方が賢い使い方だと思います。

(会 長)

事務局にお尋ねしたいのですが、反対の人は、①家屋、電柱があって、風水害、地震の被害ではと、こういうことを言っているのですが、この地域はそういう恐れのあるようなところなのでしょうか。

(事務局)

意見の理由の①にあります何らかの形で被災した場合は、他県では、電柱が倒されて緊急車両等の往来に支障があったという事象はあります。今、代替道

路として見込んでおります富山立山線は、県道ではありますが、県の地域防災計画に基づく緊急輸送道路、緊急通行確保路線としても位置付けられております。現況はもちろん道路区域内に電柱等も立っております。基本的に災害時に物資の輸送等で必要な緊急輸送道路に立っている電柱は今後どうあるべきかというところについては、おおむね方針は出ておりまして、新設するような緊急輸送道路の区域内では、電柱の占用は認めませんという方向性は出ております。ただ、現在輸送道路に位置付けられていて、既に立っている電柱を全て排除するかというと、既得権といいますか、今後も占用を認めるという方向になっておりまして、そういった意味では障害等になり得ることもあります。基本的には現状のままということになるかと思っております。

(委員)

よろしいでしょうか。今の反対のご意見ですが、反対されている区間は、大日橋米沢線の大窪以西区間に限って廃止に反対をされていると思っております。それで、反対の理由について、冒頭に歩道のない区間、歩道の狭いということが書いてあります。この区間、市街地で歩道がなかったりして、歩行者や自転車通行者が危なかったり、不便だったりしている現状があるのかどうなのか、それを確認したいのが1点。もし反対の方がそう言うておられるのであれば、都市計画決定権者が自動車交通量のことだけに触れて説明をしているかのように読み取れます。将来の交通量がそう増えないよということについては、そのとおりなのだと思うので、そのための拡幅は必要ないと私も思います。ただ、反対されている方が自転車通行者や歩行者にとって危ないという危惧を提起しているらっしゃるのでしたら、それについてはきちんと見解を明示しておく必要があるのかなと思っております。

もう1点は、③のところに、「既に都市計画決定に基づき土地の購入や家の建設もした方がいると聞きます」と書いてあります。これは大窪以东の問題だったらそういうことも想像できるのですが、大窪以西のこの住宅密集地で既に都市計画決定を考えて土地の処理の仕方をなさっている方がそんなにいらっしゃるのか、そこら辺も県の認識を確認しておきたいと思っております。2点です。お願いいたします。

(事務局)

まず、1点目の代替道路として今見込んでおります富山立山線、理由の中に歩道のない区間と言いながら、かっこで歩道の狭いと書いてありますが、現状ですが、歩道のない区間というのは、今、表示で示しております市街地の中心部の起点と書いてありますその一部のみ、11m相当の道路はあるのですが、車道と仕切られた歩道がないところはございます。ただ、そこから端の方に西側に向きましてはおおむね11mで整備されておりまして、基本的には片歩道がございまして、11mの中で車道も取って、路肩も取って、中で歩道を切り出しているのです。必ずしも幅広の歩道ではないのですが、歩行者等については一応通れ

る幅がございます。それが狭いか、広いかというところにつきましては、いろいろのご意見はあると思いますが、それについては必要に応じて、都市計画事業に関わらず道路事業等で拡幅等もあり得ると思います。現状では歩道については基本的には片歩道ながらも整備されているというところがございます。そういった意味で、今の区間廃止の路線そのものに対する意見とはちょっと異なるものですから、整備に関する内容が含まれますというところで一番最後に記載はしております。

あと、あくまでも意見書の内容は、大窪以西区間の計画廃止についてというところですので、今、区間廃止するところについて、土地を購入された方がいるかどうかというのは、正直分かりません。それを見越して買ったかということも分かりません。ただ、計画線を意識して、いわゆる都市計画として、その範囲には都市計画法の網がかかるので、法 53 条の許可を得て建っている家屋が 4 軒ほどございます。それはその道路を避けて建てているのではなくて、その中に許可を得て建てているということですので、道ができるからそこを避けて建てたといった家屋は基本的にはないと考えております。

(委 員)

はい。説明は了解いたしました。歩道区間が十分確保されているかどうかということについては、認識を異にする方もいらっしゃるかと思います。今後、歩道区間の確保、歩道の確保については、地元町と十分協議をして、地元の意見を聞いていただいて今後の対応を考えていただければいいのかなと思います。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。他に 2 号議案についてご意見ございますか。なければ整理に入りたいと思います。私の理解では、格別の異議はないという理解をしましたが、よろしいでしょうか。

それでは、2 号議案につきましては、原案どおり議決したということに扱わせていただきます。

3 号議案について、事務局から説明をお願いいたします。

議案第 3 号 産業廃棄物処理施設（富山市）の敷地の位置について

(事務局から議案第 3 号について説明)

(会 長)

はい、ありがとうございました。3 号議案についてご意見ございませんか。

(委 員)

処理のプロセスについてお伺いしたいのですが、油と水を分離した後、油は

焼却処理とおっしゃいましたか。

(事務局)

油につきましては、補助燃料として再利用するものです。再利用に至らなかったものにつきましては、別工場にて焼却を今までどおりするということになります。

(委 員)

補助燃料を使うということは、大気汚染防止法に関わる燃焼施設があるのではないかなと思ったのですが、そうではないですか。

(事務局)

そういったものはなく、乾燥炉などに使用すると聞いております。

(委 員)

その補助燃料として燃焼する燃焼施設は大気汚染防止法に関わる施設ではないという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、そのとおりです。

(委 員)

はい、分かりました。あと、水の方なのですが、水は全部タンクローリーみたいなもので搬出するということでしょうか。

(事務局)

はい。そのように処理いたします。

(委 員)

そうしますと、64m³がその倍の128m³になるわけですから、だいたひ搬出の大型車両が多くなるようにも思うのですが、大型車両が1台増加しただけであまり交通量に影響がないので環境影響調査は行わなかったということでしょうか。

(事務局)

今回、追加いたします油水分離施設は、これまで処理できなくて、そのまま搬出なりをしていたものにつきまして、工場内で処理を行って、一部を再利用に回すというものなので、取扱量が著しく増加するものではないということです。

(委員)

はい、分かりました。

(委員)

一つよろしいですか。今の委員のご指摘は、私も非常に気になったところで、本来、1日当たりの搬入台数が32～34台と1割以下の増加でしか想定していないということであれば、処理能力を2倍以上にする必然性がないのではないかなと思います。要はそれだけしか増えないのであれば、許可の要らない1.5倍以下の増設で済むはずなのに、2倍以上の処理能力にしようということは、将来的には32台が倍以上の搬入も想定しているということではないのでしょうか。

(事務局)

申請者から受けております説明といたしましては、従来リサイクルに不向きであった産業廃棄物、水分が多い廃油などにつきましては、これまでリサイクルができなかったのですが、技術の進歩により、そういったことができるようになったので、今まででしたら全て排出していたものの一部を再利用にして、残りを搬出なりの処分に回すということですので、将来的に取扱量が増えるということは考えられますが、営業の取扱量を大きく増やすということを考えているものではないと聞いております。

(委員)

そこは分かるのですが、これほど増やす必要はないのではないかと思います。処理能力を64m³から128m³にするわけですね。そのように機械そのものが倍になるぐらいのものしかないということなののでしょうか。単体としてそういうものしかないのであればしょうがないですが、そこがちょっと理解できません。

(事務局)

これまでの64m³の油水分離施設につきましては、処理工程の網掛けをしております上の部分に水分量の少ない廃油などがありまして、そちらを処理していたものでございます。廃アルカリ、汚泥など水分量が多い廃油につきましては、これまで工場内で処理することができなかったもので別に出していましたが、そういった水分量の多い廃油につきまして処理できる設備を今回入れるというものでありまして、単純に増設するというよりは、取り扱える範囲を広げたというものです。

(委員)

そうすると、別系統ということですね。

(事務局)

はい、そのとおりです。

(委員)

分かりました。

(会長)

そういう説明は記録としてきちっと残っているわけですか。要するに、ここで許可を出すのだけれども、許可を得る前提として、説明したと違った行動を後にされては困るわけです。それはきちっと守ってもらわなければいけない。そこは記録として残っているわけですか。

(事務局)

これまで別工場へ搬出をしていた部分に、処理工程に新しくそういった処理施設を設置するということにつきましては、51条の許可の申請の中に施設整備の理由書というものを書面で頂いておりまして、その中に記されております。

(会長)

委員の皆さん、ご意見ございませんか。確認させていただきたいのですが、環境法上、これは問題ないと理解してよろしいのですか。

(委員)

環境影響評価もやって、それが問題ないということであれば大丈夫だと思います。

(会長)

了解でしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

他に委員の皆さまからご意見はないですか。ないようでしたら、まとめに入ります。異議がないように私は理解しております。よろしいですか。

では、3号議案について、原案どおり議決したという扱いにさせていただきます。

続きまして、4号議案、事務局から説明をお願いします。

議案第4号 産業廃棄物処理施設（射水市）の敷地の位置について

(事務局から議案第4号について説明)

(会 長)

ありがとうございました。4号議案につきまして、委員の皆さま方のご意見を賜りたいと思います。委員さん、いかがでしょうか。

(委 員)

これは、先ほどの説明にもありましたように、施設の目的変えであって、運転が何か変わるとかそういうことではありませんので、現状に支障がないのであれば特に問題ないように思います。生活環境影響調査も実施してもらって、騒音・振動とも問題がなく、運転も変わらないので、考え方も妥当だと思います。

あとは、周辺住民からのご意見だと思いますが、特に苦情がないというのであれば問題ないように思います。住民説明会のときに、何か問題があるとか、そういうことはなかったのですよね。

(事務局)

今回の説明会では特に意見はなかったと聞いております。過去には排水や排ガスなどについて質問があったことがあるということですが、今、言ったように、例えば排水については油水分離槽を設けておりますし、排ガスについては集塵装置付きの排気を設けているということで、住民の方からは納得されているということで聞いております。

(委 員)

周りの住民の方から納得が得られているようでしたら、現状をそのまま維持していただければOKかなと思います。

(会 長)

有価物が廃棄物に変わりますね。それが今回の申請と関係してくるわけですね。

(事務局)

有価物と廃棄物で処理するものは同じものですが、法律上廃棄物という扱いになると、廃棄物処理施設でしか処理できないため容量を増やす形になりますが、実際の処理容量は変わりません。

(会 長)

そのために枠を増やす必要があったというわけですか。

(事務局)

1日に処理する量を現状どおり維持するためには、廃棄物許可上の処理能力を上げて、全部の機械が利用できるようにすることが必要です。もちろん入ってきた有価物として処理する場合も、同じ機械で処理します。

(会 長)

いや、有価物としてやっている分にはこの申請は必要ないけれども、同じことをやるにしても、有価物が廃棄物にした場合は拡張しないとできないということですね。

(事務局)

そうです。3台とも廃棄物に利用するためには拡張しなければいけないということですね。

(会 長)

この廃棄物がまた将来有価物になれば要らないということですね。

(事務局)

そうです。

(会 長)

他にご意見はございませんか。ないようでしたら、まとめに入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。私の理解では異議はないということですが、それでよろしいですか。

そうしましたら、4号議案について、原案どおり議決したと扱わせていただきます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。この後は事務局で進行を進めていただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。最後に、事務局から連絡事項を申し上げます。

(事務局)

本日はどうもありがとうございました。今年度の当審議会につきましては、11月と今回を含め2回の開催となりました。いろいろとありがとうございました。来年度のおおよその予定について、まだ月も決まっておりませんが、お知らせを含めてご説明いたしますと、都市計画道路の見直し等につきましては、他の市町村でも並行してやっております。現在、高岡市においては佐加野地区とか戸出地区で、これから地元に入って調整していく予定にしております。その他、氷見市においても、委員会が立ち上げられて、今後、本格的に地元に入っていき予定にしております。その他、富山、射水、高岡にまたがる都市計

画道路、東老田高岡線についても、今後変更を目途に、今、作業を進めておりますので、来年度前半、早い時期に開催したいと考えております。今年度は11月が最初だったのですが、上半期内に一度開催したいと思っておりますので、またそのときになりましたら日程調整させていただきたいと思っております。以上です。

3. 閉会

(司 会)

それでは、これをもちまして、第179回富山県都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

令和2年2月14日

富山県都市計画審議会会長 細川俊彦

議事録署名人委員

富山県都市計画審議会委員 谷井悦子

富山県都市計画審議会委員 川上智規